

別表1 配置予定技術者の資格要件

業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
造園工事	<p>①造園工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、建築学、都市工学又は林学に関する学科を修めたもの</p> <p>②造園工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>③造園工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科を修めたもの</p> <p>④造園工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤造園工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑧職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑨平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格していた者又は検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>⑩これらと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と国土交通大臣が認めるもの</p>